共済組合	百分の十三・五
（略）	（略）

2　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　第一項第一号に該当する保険者　次のイ又はロに該当すること。

イ　災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定健康診査を実施できなかったこと。

ロ　当該年度の前年度に特定健康診査を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があったこと。

二　第一項第二号に該当する保険者　次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ　災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定保健指導を実施できなかったこと。

ロ　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
単一型健康保険組合	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
単一型健康保険組合	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値